

第 1 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成20年4月24日

開 会 中

場 所 第 3 委 員 会 室

平成20年4月24日（木曜日）

午前10時38分開議

午前10時43分休憩

午前10時50分開議

午前10時56分閉会

本日の会議に付した事件

正副委員長互選

議案第4号 専決処分の報告及び承認について

出席委員（8人）

委員長 重村 栄

副委員長 小早川 宗弘

委員 中原 隆博

委員 平野 みどり

委員 大西 一史

委員 城下 広作

委員 船田 公子

委員 山口 ゆたか

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

健康福祉部

部長 森 枝 敏 郎

次長 林 田 直 志

次長 坂 田 正 充

次長 東 明 正

首席健康福祉審議員兼

健康福祉政策課長 岡 村 範 明

社会福祉課長 坂 田 憲 久

少子化対策課長 吉 田 勝 也

高齢者支援総室長 岩 田 宣 行

高齢者支援総室副総室長 江 口 満

障害者支援総室長 前 田 博

障害者支援総室副総室長 米 満 譲 治

障害者支援総室副総室長 西 岡 由 典

医療政策総室副総室長 末 廣 正 男

首席医療審議員兼

健康づくり推進課長 中 田 榮 治

健康危機管理課長 牧 野 俊 彦

薬務衛生課長 木 下 政 治

環境生活部

部長 村 田 信 一

次長 江 副 健 二

次長 駒 崎 照 雄

次長 中 山 寛

環境政策課長 榎木野 史 貴

環境政策監兼

環境立県推進室長 森 永 政 英

環境保全課長 福 留 清 秀

水環境課長 小 嶋 一 誠

自然保護課長 久 保 尋 歳

廃棄物対策課長 山 本 理

廃棄物公共関与政策監兼

公共関与推進室長 山 口 洋 一

首席環境生活審議員兼

水俣病保健課長 谷 崎 淳 一

水俣病審査課長 田 中 彰 治

食の安全・消費生活課長 山 地 あつ子

消費生活政策監兼

消費生活センター長 辻 本 英 子

交通・くらし安全課長 高 野 利 文

人権同和对策課長 佐 藤 幸 男

人権センター長 福 岡 耕 治

病院局

病院事業管理者 若 本 隆 治

総務経営課長 向 井 康 彦

事務局職員出席者

議事課課長補佐 中 村 時 英

政務調査課課長補佐 武 田 正 宣

午前10時38分開議

○中村議事課課長補佐 担当書記の中村でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、最初の委員会でございますので、正副委員長の互選をお願いいたします。

委員会条例第6条の2第2項の規定により、年長の委員に委員長互選の職務を行っていただくことになっております。

本委員会の年長委員は、船田委員でございます。

それでは、船田先生、よろしく願いいたします。

(年長委員着席)

○船田公子年長委員 ただいまから、第1回厚生常任委員会を開会いたします。

私が、年長でありますので、委員長互選の職務を行います。

まず、委員長互選の方法については、指名推選と投票がございますが、指名推選により行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○船田公子年長委員 異議なしと認めます。

よって、委員長互選の方法は、指名推選により行うことにいたします。

それでは、委員長候補者を指名する方を決めたいと思います。

どなたから指名をしていただきましょうか。

(「年長委員一任」と呼ぶ者あり)

○船田公子年長委員 私に一任という声がありましたので、私が指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○船田公子年長委員 異議なしと認めます。

それでは、委員長に重村委員を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○船田公子年長委員 御異議なしと認めま

す。

よって、重村委員が、委員長に決定いたしました。

これで私の職務は終わります。

それでは、委員長と交代します。

どうもありがとうございました。

(年長委員退席、委員長着席)

○重村栄委員長 それではちょっと、ごあいさつをさせていただきます。

皆さんの御推挙で、委員長をさせていただくようになりました。

課題山積の委員会でございますので、皆様方の御協力を得ながら、しっかりと運営をしてみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

お世話になります。

それでは、引き続き副委員長の互選を行います。

副委員長互選の方法は、指名推選と投票がございますが、指名推選により行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○重村栄委員長 御異議なしと認めます。

よって、副委員長互選の方法は、指名推選により行うことといたします。

それでは、副委員長候補者を指名する方を決めたいと思います。

どなたから指名をしていただきましょうか。

(「委員長一任」と呼ぶ者あり)

○重村栄委員長 委員長一任という意見がありますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○重村栄委員長 それでは、私の方から指名をさせていただきます。

副委員長に、小早川委員を指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○重村栄委員長 異議なしと認めます。

よって、小早川委員が、副委員長に決定をいたしました。

早速ですが、小早川副委員長から就任のごあいさつをお願いします。

(副委員長着席)

○小早川宗弘副委員長 ただいま副委員長に選任していただきました小早川宗弘でございます。

重村委員長を補佐しながら、円滑な委員会運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくお祈りを申し上げます。

簡単ではありますが、あいさつとさせていただきます。

○重村栄委員長 ここで、引き続き付託議案の審査を行います。まず、執行部の入室を求めますので、10分程度休憩をさせていただいて、執行部がそろい次第再会させていただきます。

よろしくお祈りいたします。

午前10時43分休憩

午前10時50分開議

○重村栄委員長 それでは、休憩前に引き続き厚生常任委員会を再会いたします。

なお、本日は、本会議を休憩しての委員会です。審議を効率的に進めるため、質疑応答は付託議案に関するもののみに限らせていただきます。

また、執行部を交えての初めての委員会でもあります。開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

先ほど、委員長に選任をいただきました重村でございます。

今後1年間、小早川副委員長とともに、誠心誠意、円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思っております。どうか皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

委員各位におかれましては、御指導、御鞭

撻をいただきますように心からお願い申し上げます。

そしてまた、健康福祉部長、環境生活部長、病院事業管理者を初めとする執行部の皆様方におかれましても御協力のほど何とぞよろしくお祈りを申し上げます。

簡単ではございますが、開会の冒頭に当たってのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお祈りいたします。

○重村栄委員長 続きまして、小早川副委員長からごあいさつをお願いいたします。

○小早川宗弘副委員長 皆さん、こんにちは。

先ほど、副委員長に選任していただきました小早川宗弘と申します。

これから1年間、皆様方と一緒に、重村委員長を補佐しながら、円滑で、有意義な委員会運営に努めてまいりたいというふうに思いますので、委員各位の皆様方、また、執行部の皆様方にはどうぞよろしくお祈りいたします。

簡単ではありますが、ごあいさつとさせていただきます。

○重村栄委員長 幹部職員の自己紹介につきましては、今回は、議案の説明をされる方のみ説明に先立って、自己紹介を行っていただきたいと思っております。

その他の幹部職員の方々については、お手元に配付しております配席表により紹介にかえさせていただきます。

なお、本日の委員会出席者は、本会議を休憩しての委員会です。議案関係以外は、課長以上の役付職員のみといたしております。

この1年間、このメンバーで審議を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本委員会に付託されました議案を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について健康福祉部の説明を受けます。

初めに、森枝部長から総括説明を、続いて担当課長から説明をお願いいたします。

○森枝健康福祉部長 健康福祉部長の森枝でございます。

健康福祉部には、課題が山積しておりますが、生活者の視点、地域の視点を重視しながら、保健医療福祉の連携、運用を重視しながら頑張っていきたいと思っております。

それでは、本議会に提案しております議案の概要につきまして、御説明申し上げます。

今回提案しておりますのは、第4号議案、専決処分の報告及び承認についてでございます。

これは、平成20年3月31日付けで、熊本県子ども総合療育センター条例等の一部を改正する条例を専決処分により制定・公布したことに伴い、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるところでございます。

その内容は、診療報酬に関する厚生労働省告示が、平成20年3月に改正されたことに伴い、同告示を引用する熊本県子ども総合療育センター条例ほか3条例の関係規定の整理を行ったものであります。

以上が、今回提案いたしております議案の概要でございますが、詳細につきましては、障害者支援総室長から説明させますので、よろしく御願い申し上げます。

○前田障害者支援総室長 障害者支援総室総室長の前田でございます。よろしく御願いいたします。

議案第4号専決処分の報告及び承認について御説明いたします。

委員会説明資料、1ページをお願いいたします。

専決処分の内容でございますが、熊本県こ

ども総合療育センター条例等の一部を改正する条例でございます。

概要については、説明資料の3ページにより、御説明させていただきたいと思っております。

子ども総合療育センターほか3施設における診療報酬の算定につきましては、厚生労働省告示に基づいて行っておりますが、平成20年4月1日の診療報酬の改定に伴い、厚生労働省告示が改正をされたところでございます。

これに伴う、関係規定の改正を行うものでございます。

以上御審議よろしく御願いいたします。

○重村栄委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思っております。

なお、今回の委員会は、本会議を休憩しての委員会でありますので、審議を効率的に進めるため、質疑応答は付託議案に関するものだけに限らせていただきます。

質疑はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○重村栄委員長 質疑なしと求めます。

ないようですので、これで質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第4号について、採決したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○重村栄委員長 御異議なしと認め、採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○重村栄委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

それでは、これをもちまして、本日の委員会を閉会いたします。

委員各位、執行部の皆さん、御苦労さまで

した。

午前10時56分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

厚生常任委員会委員長